

掲示期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 4 月 10 日

新潟市水道局告示第 14 号

検針事務の委託について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき、水道メータ、地下水メータの検針事務を平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間、次のとおり委託したので同法施行令第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示します。

平成 30 年 4 月 1 日

新潟市水道事業管理者  
水道局長 井浦 正弘

検針事務の委託区域	検 針 事 務 受 託 者	
	住 所	氏 名
新潟市水道局中央事業所 所管の給水区域	新潟市中央区紫竹山 1 丁目 5 番 10 号	公益財団法人 新潟水道サービス